

事故発生防止のための指針

社会福祉法人 企救樹

1.事故の防止に関する基本的考え方

社会福祉法人 企救樹では、安全かつ質の高い介護サービスを提供するために、事故を未然に防ぎ、万が一事故が発生した場合は、速やかな対応と同じ事故を繰り返すことのないよう、職員一人ひとりが安全に対する意識を向上させ、業務を的確に遂行できるように知識と技術を高めると共に、組織全体で安全を推進するために継続的に取り組み、入所者が安全で快適な生活を過ごせるよう努めます。

2.事故防止のための委員会その他施設内の組織

(1) 施設安全管理委員会（事故防止委員会）の設置

目的：施設内での事故を未然に防止するとともに、行動の抑制や拘束に頼らず、より良い状況での事故防止活動に取り組みます。

また、起こった事故に対しては速やかに最善の対応を提供できることを目的として安全管理体制を施設全体で取り組んでいきます。

(2) 委員会の構成員

- ・施設長
- ・相談員
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・その他必要に応じ委員を指名することができる
委員の中より1名を委員長とする。

3.委員会の開催

委員会は委員長が招集し、3ヶ月に1回の定例会議、必要に応じて随時、委員会を開催します。結果については、全職員に周知します。

4.事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生の防止等に取り組むにあたって、施設安全管理委員会（事故防止委員会）を中心として、職員への教育、研修を計画的に行います。

5.事故などの報告方法及び介護に関わる安全確保を目的とした改善のための基本方針

(1) 報告システムの確立

- ・情報収集のため、事故報告書を作成し、報告システムを確立します。

- ・収集された情報を施設内で共有することで、事故の再発防止に有効に活用して行きます。

(2) 事故要因の分析

- 収集された情報は、委員会で問題点の分析・評価を行います。
- 分析にあたっては、ハード面、ソフト面、環境面、人的面などから要因分析を行い再発防止に関する方策に生かします。
- また、業務改善の為の情報分析も併せて行います。

(3) 改善策の周知徹底

- 分析から導き出された改善策は、全職員に周知徹底します。

6.事故等発生時の対応に対する基本方針

(1) 入所者への対応・事故処理

- 事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該入所者の状況を判断し、入所者の安全確保を最優先として行動します。
- 関係部署及びご家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。
- 状況により医療機関への受診などが必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

(2) 事故状況の把握

- 事故の状況を把握するため、関係職員は事故報告書で速やかに報告します。
- 報告の際には、状況の詳細がわかるよう事実のみを記載するようにします。

(3) 関係者への連絡・報告

- 関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・担当ケアマネージャー（短期入所の場合）、必要に応じて保険者（札幌市）等に事故の状況を報告します。

7.損害賠償

- 事故の状況等により、賠償等の必要性が生じた場合は、当施設が加入する損害賠償保険で対応します。

8.利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- この指針は、利用者等の求めに応じ、いつでも当施設内で閲覧することができるとともに当法人ホームページにも掲載しております。

(附則)

- 本指針は令和2年10月1日より施行する。